

越中大門駅周辺地区バリアフリー基本構想  
第1回射水市バリアフリー推進協議会 資料

---

令和3年8月11日(水)

## 【目次】

### I. 越中大門駅周辺地区バリアフリー基本構想の策定について

---

I-1	策定の背景及び目的	1
I-2	バリアフリー基本構想の概要	1
I-3	バリアフリー基本構想の位置づけ	3
I-4	バリアフリー基本構想の期間	3
I-5	策定スケジュール（案）	4

### II. バリアフリーマスタープランにおける越中大門駅周辺の位置づけ

---

II-1	移動等円滑化促進地区及び生活関連施設、生活関連経路	5
II-2	バリアフリーマスタープランの概要	6

### III. 越中大門駅の概要

---

III-1	越中大門駅の利用状況	7
III-2	越中大門駅周辺のバリアフリー化の取組予定	7

### IV. 越中大門駅周辺のバリアフリー化の取組

---

IV-1	越中大門駅周辺のバリアフリー化の取組状況	8
IV-2	越中大門駅周辺のバリアフリー化の取組予定	8

### V. まち歩き点検（案）の概要

---

V-1	まち歩き点検の目的（案）	9
V-2	参加者（案）	9
V-3	点検時期（案）	9
V-4	点検内容（案）	9

## I. 越中大門駅周辺地区バリアフリー基本構想の策定について

### I-1 策定の背景及び目的

本市では、都市整備等と連携したバリアフリー化を推進するため、令和元年度に射水市バリアフリーマスタープラン（以下「バリアフリーマスタープラン」という。）を策定した。バリアフリーマスタープランでは、移動等円滑化促進地区のひとつとして大門・大島地区を位置付け、あいの風とやま鉄道越中大門駅周辺の面的・一体的なバリアフリー化の方針を示したところである。

越中大門駅周辺においては、越中大門駅をはじめとするバリアフリー化に向けた事業を具体化し、越中大門駅周辺地区におけるバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、越中大門駅周辺地区バリアフリー基本構想（以下「本基本構想」という。）を策定することを目的とする。

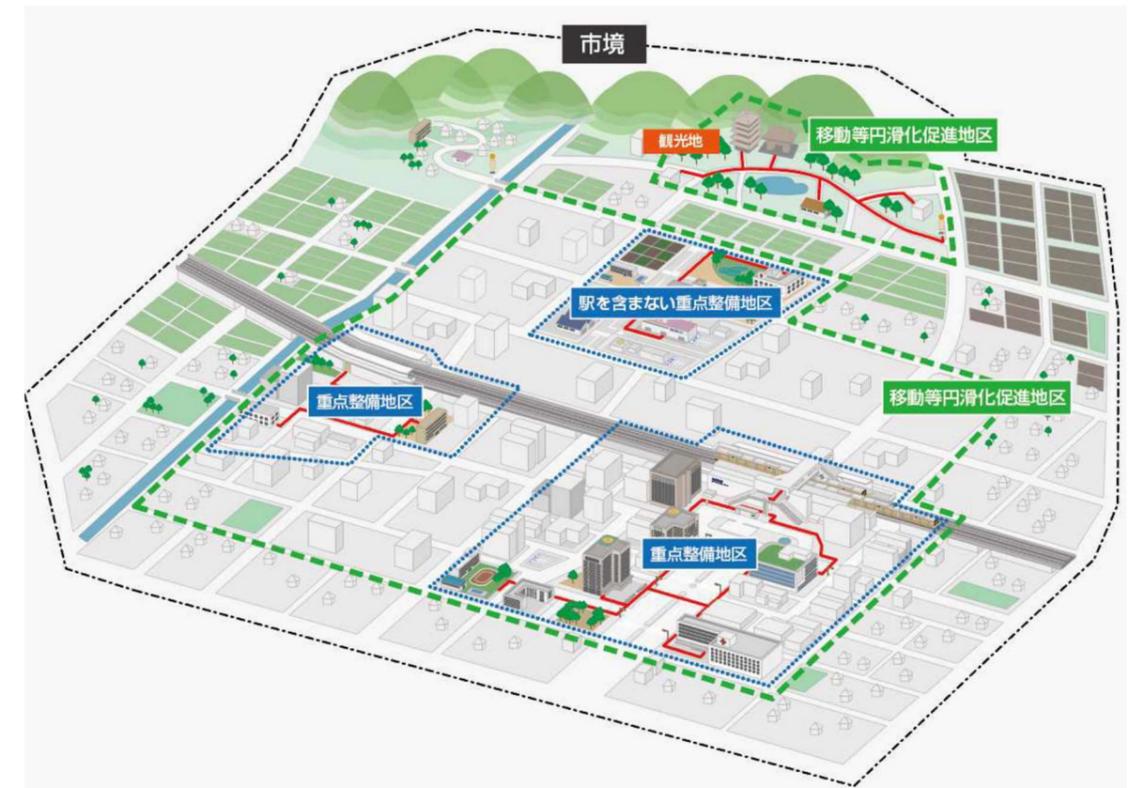
### I-2 バリアフリー基本構想の概要

#### (1) バリアフリー基本構想の概要

バリアフリー法では、高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性や安全性向上を促進するため、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進することとされている。

本法律で規定されたバリアフリー基本構想は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するために市町村が作成するもので、面的・一体的なバリアフリー化に向けた「具体の事業計画」を位置付けるものである。

図 バリアフリー基本構想の概要



資料) 移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン  
(令和3年3月 国土交通省 総合政策局 安心生活政策課)

参考) バリアフリーマスタープラン

・移動等円滑化促進地区において、面的・一体的な「バリアフリー化の方針」を市町村が示すもの

(2) バリアフリー基本構想に明示すべき事項

基本構想に明示すべき事項については、バリアフリー法（第25条等）において、以下のとおり規定されている。

図 バリアフリー基本構想に明示すべき事項

1. 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針
  2. 重点整備地区の位置及び区域
  3. 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項
  4. 市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項
  5. 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項
  6. ① 5. と併せて実施する市街地開発事業において移動等円滑化のために考慮すべき事項
    - ② 自転車等の駐車施設の整備等移動等円滑化に資する市街地の整備
    - ③ その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
  7. 基本構想の評価に関する事項（スパイラルアップに向けた継続した取組）
- ※1.、4.、7.については、任意記載事項

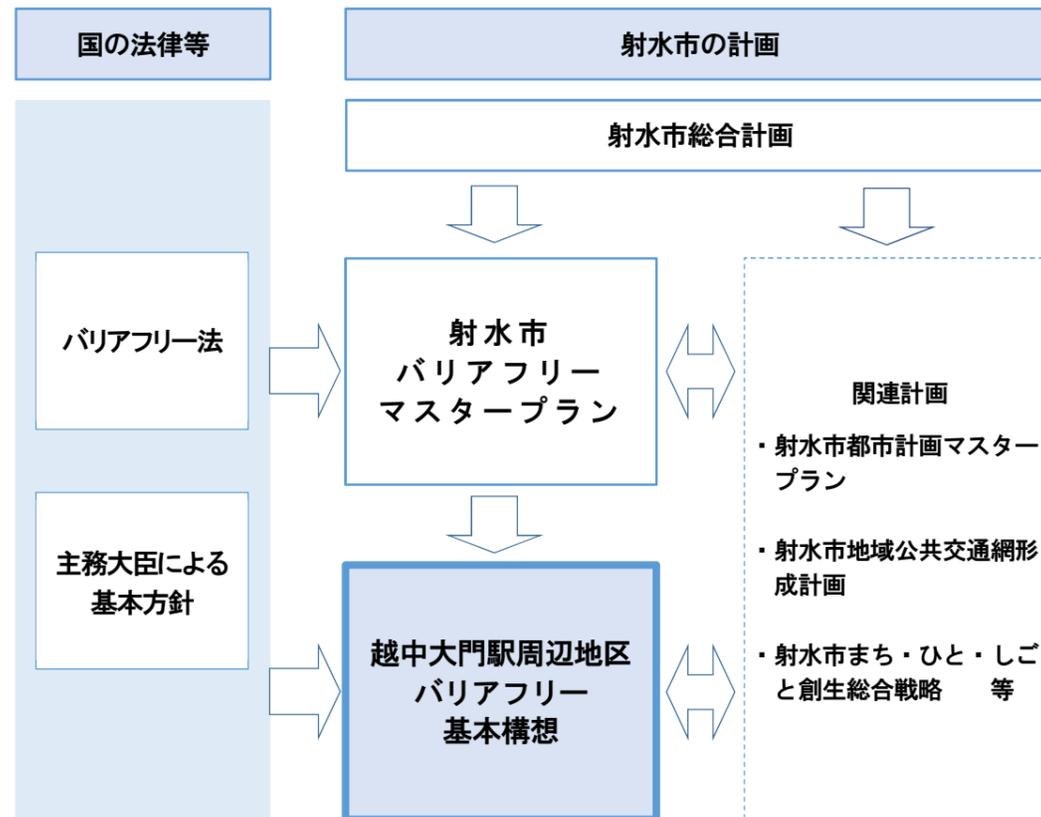
参考表 特定事業

	概要
公共交通特定事業	・特定旅客施設におけるバリアフリー設備（エレベーター、エスカレーター等）の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更
道路特定事業	・道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識等）の設置 ・バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の拡幅、路面構造の改善等）
路外駐車場特定事業	・特定路外駐車場におけるバリアフリー化のために必要な施設（車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設等）の整備
都市公園特定事業	・都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設（休憩所、駐車場、トイレ等及び出入口とこれらの施設間の経路を構成する園路・広場等）の整備
建築物特定事業	・特別特定建築物（政令で規定する不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物）におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設（出入口、階段、エレベーター、トイレ等）の整備 ・全部又は一部が生活関連経路である特定建築物（政令で規定する多数の者が利用する建築物）における生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備
交通安全特定事業	・バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置（高齢者、障がい者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置等） ・バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止（違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動等）
教育啓発特定事業	・移動等円滑化の促進に関する児童、生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業（学校の間を活用した市町村等によるバリアフリー教室（障がい当事者によるセミナーや車椅子サポート体験、高齢者疑似体験等）の開催、旅客施設等におけるバリアフリー教室の開催等） ・移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業（上に掲げる事業を除く。）（障がい当事者を講師とした住民向けバリアフリー講演会やセミナーの開催、公共交通事業者等の従業員を対象とした接客研修の実施、優先席や車椅子利用者用駐車施設の適正利用に関するポスターの掲示等）

### I-3 バリアフリー基本構想の位置づけ

本基本構想は、バリアフリー法及び基本方針に基づいて策定する。また、策定にあたっては、射水市総合計画や射水市バリアフリーマスタープランをはじめとする上位・関連計画の考え方を踏襲し、整合性について十分に考慮する。

図 本基本構想の位置づけ



### I-4 バリアフリー基本構想の期間

本基本構想の期間は、2022年度（令和4年度）から2026年度（令和8年度）の5年間とする。

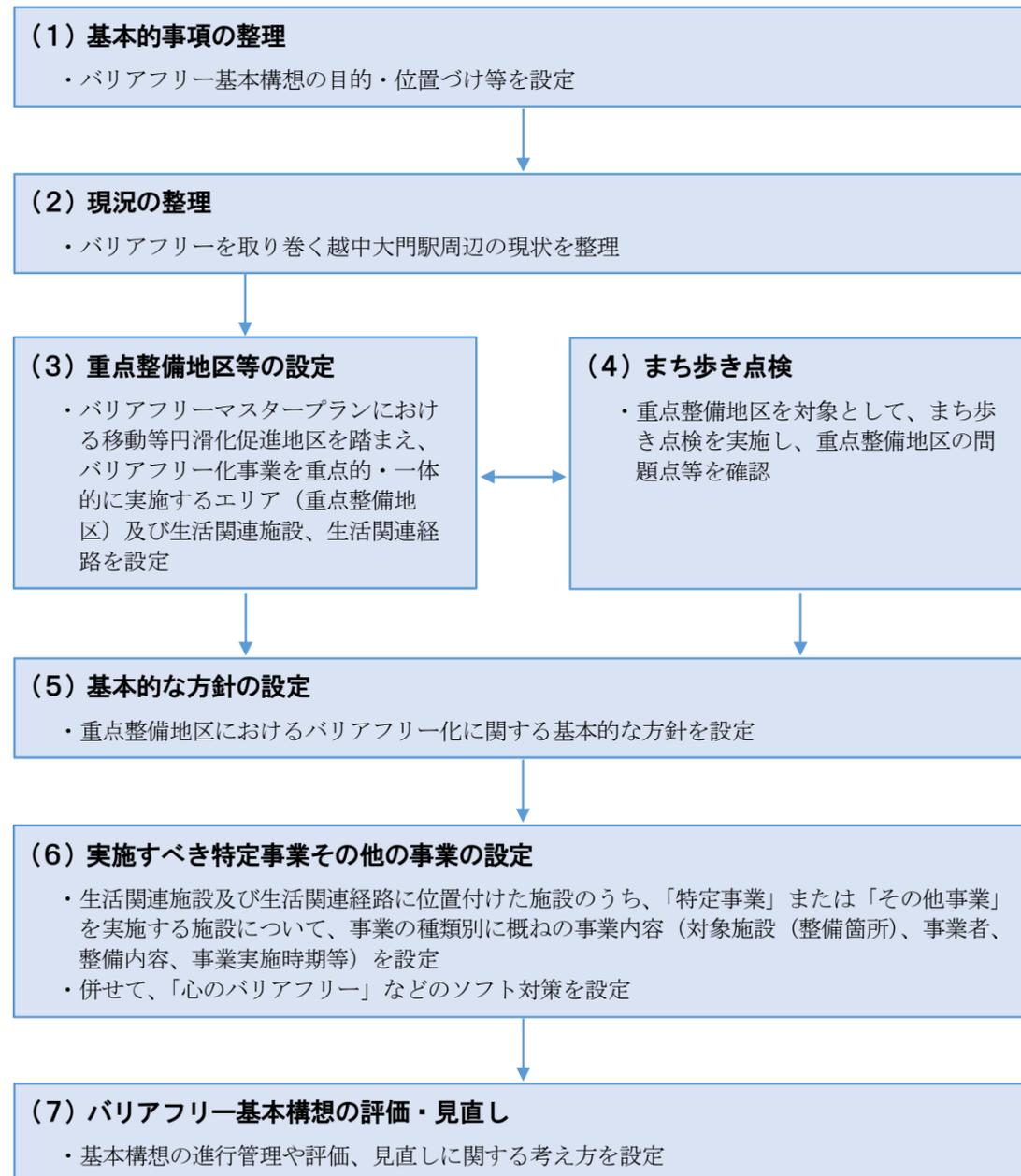
なお、5年目の2026年度（令和8年度）を目処に、重点整備地区における特定事業等の実施状況についての調査、分析及び評価を行うよう努め、必要があると認めるときは、本基本構想を変更するものとする。

## I-5 策定スケジュール（案）

### （1）策定の進め方（案）

本基本構想は、以下のフローに基づき、策定を進める。

図 策定フロー（案）



### （2）策定スケジュール（案）

本基本構想は、以下のスケジュールに基づき、策定を進める。

図 策定スケジュール（案）

	2021年					2022年		
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. 基本的事項の整理	■							
2. 現況の整理	■							
3. 重点整備促進地区等の設定	■							
4. まち歩き点検		■						
5. 基本的な方針の設定			■					
6. 実施すべき特定事業その他の事業の設定			■					
7. バリアフリー基本構想の評価・見直し				■				
バリアフリー基本構想のとりまとめ						■		
射水市バリアフリー推進協議会	①			②			③	
パブリックコメント						■		

第1回  
【主要議題】  
・策定目的等の共有  
・現況等の共有  
・まち歩き点検方法に関する意見交換

第2回  
【主要議題(案)】  
・まち歩き点検結果の共有  
・バリアフリー基本構想(素案)に関する意見交換

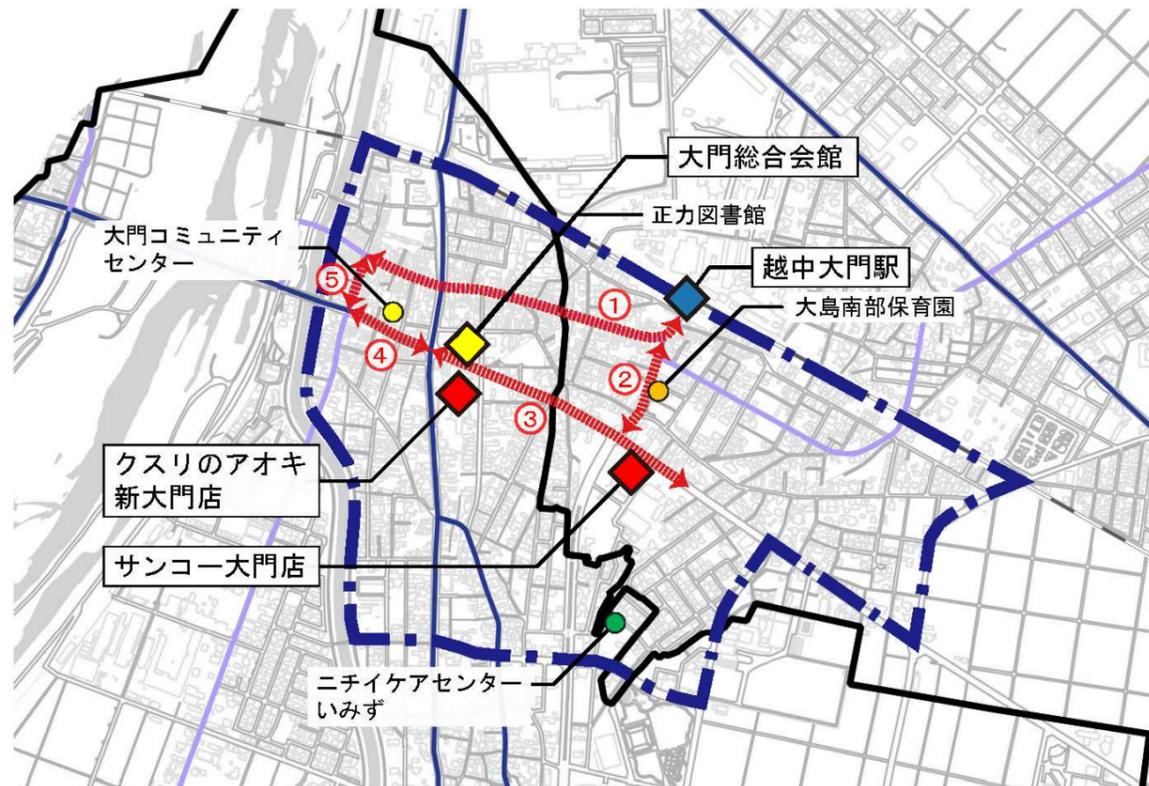
第3回  
【主要議題(案)】  
・バリアフリー基本構想(案)に関する意見交換

## Ⅱ. バリアフリーマスタープランにおける越中大門駅周辺の位置づけ

### Ⅱ-1 移動等円滑化促進地区及び生活関連施設、生活関連経路

#### (1) 移動等円滑化促進地区（大門・大島地区）

図 移動等円滑化促進地区及び生活関連施設、生活関連経路（大門・大島地区）



凡例	
	移動等円滑化促進地区
	旅客施設または特別特定建築物 (床面積2,000㎡以上)
	生活関連施設 (旅客施設)
	生活関連施設 (福祉施設)
	生活関連施設 (文化・交流施設)
	生活関連施設 (商業施設)
	生活関連施設 (学校等)
	生活関連経路
	あいの風とやま鉄道
	主要地方道
	一般県道
	地区界

#### (2) 生活関連施設

表 生活関連施設（大門・大島地区）

施設類型	施設名称
旅客施設	・あいの風とやま鉄道 越中大門駅
福祉施設	・ニチイケアセンターいみず
文化・交流施設	・大門総合会館 ※ ・大門コミュニティセンター ・正力図書館
商業施設	・クスリのアオキ新大門店 ※ ・サンコー大門店 ※
学校等	・大島南部保育園

※ 床面積が2,000㎡以上の特別特定建築物

#### (3) 生活関連経路

表 生活関連経路（大門・大島地区）

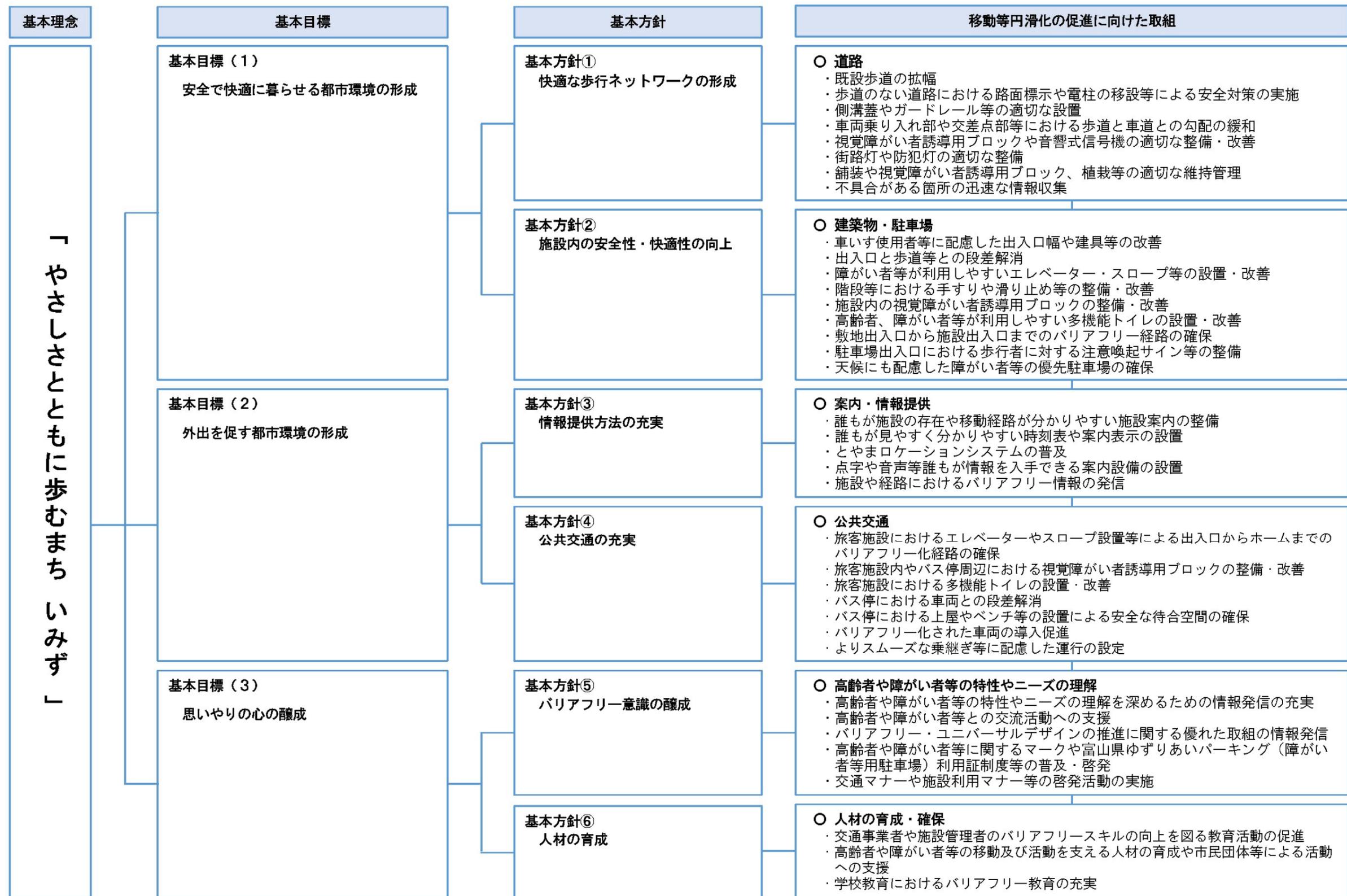
	道路名称
①	一般県道八町大門線
②	市道新町1号線
③	市道大門針原線
④	主要地方道高岡青井谷線
⑤	一般県道広上大門新線

参考表 移動等円滑化促進地区・重点整備地区の要件

移動等円滑化促進地区	重点整備地区
(1) 生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区	(1) 生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区
(2) 生活関連施設及び生活関連経路について <b>バリアフリー化の促進が特に必要な地区</b>	(2) 生活関連施設及び生活関連経路について <b>バリアフリー化事業が特に必要な地区</b>
(3) <b>バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区</b>	(3) <b>バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区</b>

Ⅱ-2 バリアフリーマスタープランの概要

図 バリアフリーマスタープランの体系

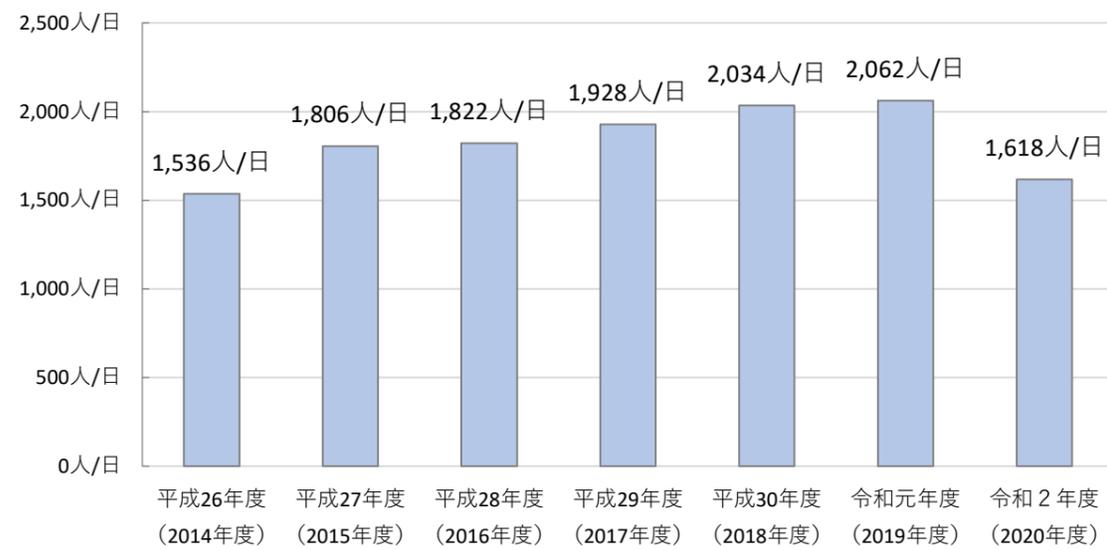


### Ⅲ. 越中大門駅の概要

#### Ⅳ-1 越中大門駅の利用状況

越中大門駅の利用者数は増加傾向にあり、平成30年度及び令和元年度の1日当たり利用者数は2,000人/日を超える状況となった。令和2年度の利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響から前年実績を下回る結果となった。

表 越中大門駅の1日当たり利用者数の推移



資料) あいの風とやま鉄道利用促進協議会資料

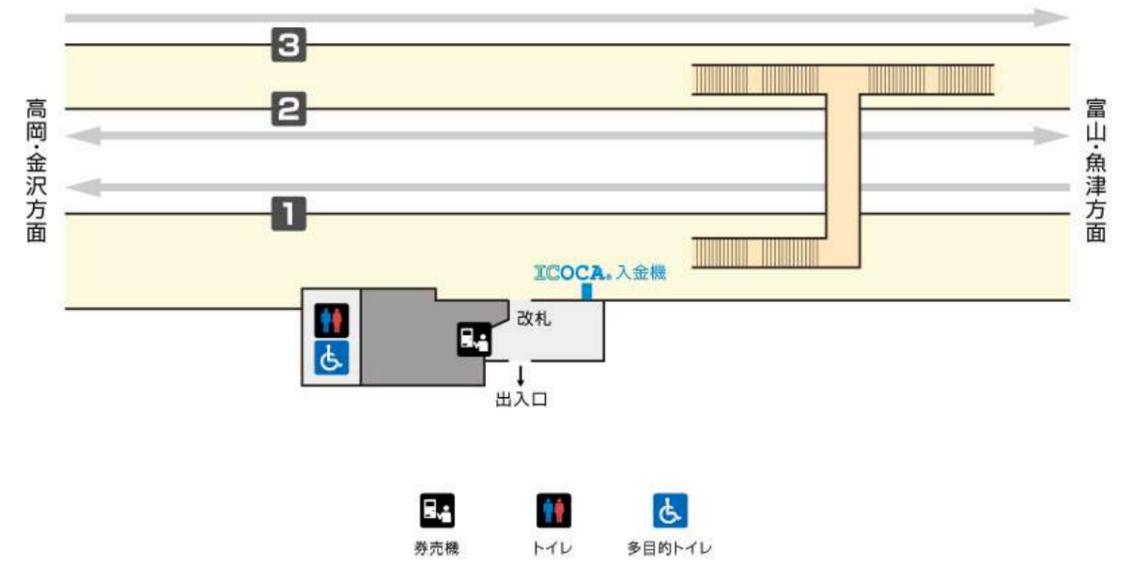
※ 平成26年度は、JR西日本347日運行、あいの風とやま鉄道18日運行  
平成27年度以降は、全日あいの風とやま鉄道による運行

#### Ⅳ-2 越中大門駅の施設概要

越中大門駅の駅構造は、2面3線のホーム構造で、上り下りのホーム間は跨線橋で接続している。

駅舎には多目的トイレが設置されているが、跨線橋にはエレベーターが設置されていない。

表 越中大門駅の施設概要



資料) あいの風とやま鉄道HP

## IV. 越中大門駅周辺のバリアフリー化の取組

### IV-1 越中大門駅周辺のバリアフリー化の取組状況

越中大門駅周辺では、主要地方道高岡青井谷線及び市道大門針原線で、歩道と車道との勾配の緩和、段差解消が完了している。

### IV-2 越中大門駅周辺のバリアフリー化の取組予定

越中大門駅周辺では、駅前広場における駅前ロータリー整備等や都市計画道路駅前線における道路拡幅・歩道新設工事が進められている。併せて、越中大門駅におけるエレベーター設置に向けた取組が予定されている。

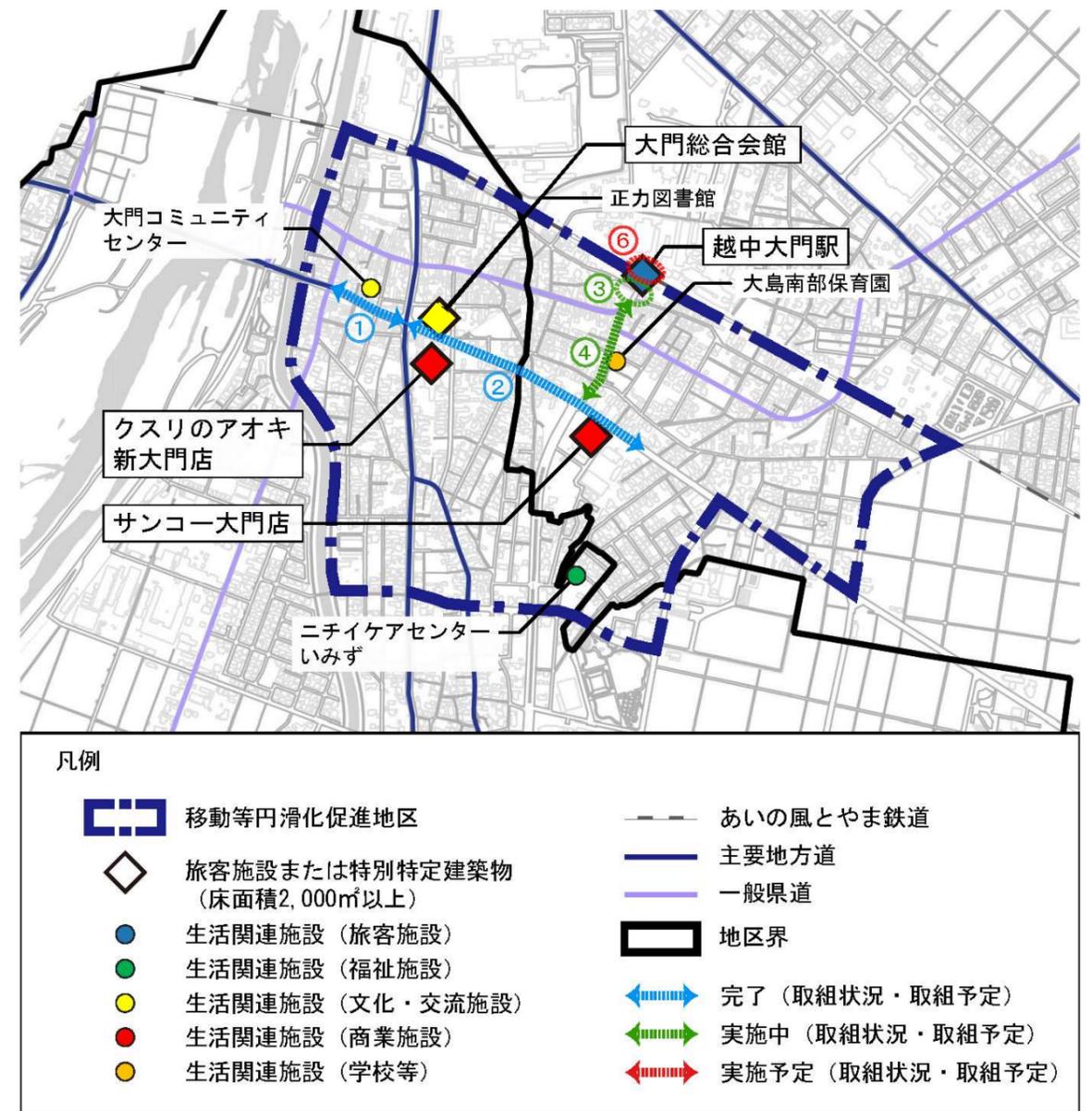
また、主要地方道新湊庄川線における歩道において、視覚障がい者用誘導ブロックの設置が進められている。

地区全体の取組としては、コミュニティバス・デマンドタクシー運行事業者による従業員を対象とした、バリアフリースキル向上の研修等が予定されている。

表 越中大門駅周辺のバリアフリー化の取組状況・取組予定

取組状況	事業箇所	主な事業内容	実施(予定)期間	実施主体
完了	①主要地方道 高岡青井谷線	・歩道と車道との勾配の緩和 ・段差解消	—	富山県
	②市道 大門針原線	・歩道と車道との勾配の緩和 ・段差解消	—	射水市
実施中	③越中大門駅 周辺	・駅前広場整備 (駅前ロータリー整備、駅前駐車場整備)	令和元年度 ～令和3年度	射水市
	④都市計画道路 駅前線	・道路拡幅 ・歩道新設 (道路改良工事)	平成30年度 ～令和3年度	射水市
	⑤主要地方道 新湊庄川線 (二口地内) (歩道部分)	・視覚障がい者用誘導ブロックの設置 (子ども育て総合支援センター付近から北に向かって歩道に点字ブロックを敷設)	平成25年度から 毎年実施 (整備区間延長中)	射水市
実施予定	⑥越中大門駅	・エレベーターの設置 (ホームに、既存の跨線橋とは別にエレベーターと跨線橋の設置を想定)	令和4年度 基本設計 令和5年度 実施設計 令和6年度 工事着手	あいの風とやま鉄道株式会社
	⑦重点整備地区 全域	・従業員を対象とした、バリアフリースキル向上の研修等の実施	—	コミュニティバス・デマンドタクシー運行事業者

図 越中大門駅周辺のバリアフリー化の取組状況・取組予定



## V. まち歩き点検（案）の概要

### V-1 まち歩き点検の目的（案）

越中大門駅周辺地区バリアフリー基本構想の策定に際し、想定される生活関連施設（案）や生活関連経路（案）の現地調査を実施することで、これらの具体的な問題点を明確化するとともに、移動制約者や施設管理者などによる問題点の共有を図ることを目的とする。

### V-2 参加者（案）

表 参加者（案）

○ 学識経験者、移動制約者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学識経験者</li> <li>・子育て世代の団体の代表</li> <li>・地域振興関係団体の代表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者・障がい者団体の代表</li> <li>・社会福祉団体の代表</li> <li>・商工団体の代表</li> </ul>
○ 施設管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通事業者</li> <li>・道路管理者</li> <li>・施設管理者</li> </ul>	
○ 関係行政機関		
○ 事務局		

### V-3 調査時期（案）

- ・2021年9月下旬～10月上旬を想定

### V-4 点検内容（案）

表 点検内容（案）

調査内容	活用方法
○ 生活関連施設（案）の問題点の確認 （移動円滑化基準を基に確認）	・ハード施策（案）・ソフト施策（案）の検討
○ 生活関連経路（案）の問題点の確認 （移動円滑化基準を基に確認）	
○ 移動制約者や施設管理者による問題点の共有	・バリアフリー関連施策の促進